

公共職業訓練をやむを得ない理由により欠席した場合の 手当の支給について - 厚生労働省に対し改善をあっせん -

令和8年2月26日
中国四国管区行政評価局

あっせんの概要

総務省中国四国管区行政評価局は、管内で受け付けた行政相談をもとに、岡山労働局及び広島労働局管内の4公共職業安定所(以下「安定所」という。)において、公共職業訓練生(以下「訓練生」という。)がやむを得ない理由により公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給についてヒアリングしたところ、各安定所で判断が区々となるおそれがありました。

公共職業訓練の手当の支給については、公平性を確保する必要があると考えられることから、全国の安定所で判断が分らない方法を示すよう総務省(行政評価局)から厚生労働省に対してあっせんを行いました。

行政相談の要旨

私は、総務・経理の職種の公共職業訓練を受講している。求人票の職種欄に一般事務と記載された事業所の就職試験を受けるため公共職業訓練を欠席したところ、訓練職種に関連した就職試験とは認められず、手当が不支給となったことに納得できない。

ヒアリング対象機関

岡山労働局、広島労働局、
岡山公共職業安定所、倉敷中央公共職業安定所、
広島公共職業安定所、福山公共職業安定所



連絡先

総務省中国四国管区行政評価局
担当：大庭、米本
電話：082-228-6359 (直通)

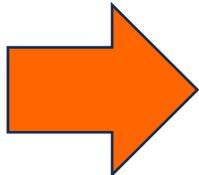
制度の概要等

- ① 公共職業訓練を受けた訓練生には、雇用保険法に基づき、生活の安定と就職の促進のため、基本手当に加えて受講手当及び通所手当が支給される。
 - ② 訓練を欠席した場合は、これらの手当は支給されない。
ただし、訓練を欠席した日であっても「やむを得ない理由」に該当する場合は基本手当及び通所手当が支給される。
※「やむを得ない理由」の例(雇用保険に関する業務取扱要領にa号からk号まで列挙)
 - a 当該受給資格者の疾病又は負傷
 - b 同居・別居を問わず親族の傷病について、当該受給資格者の看護を必要とする場合
 - c 親族又は姻族の危篤又は忌引

-中略-

 - j 訓練職種に関連した就職試験、求人者との面接等
- ③ 公共職業訓練を実施する訓練校は、訓練生ごとに公共職業訓練等受講証明書に出欠状況を記録するとともに、欠席の場合の具体的事情その他必要な事項を特記事項欄に記載し、欠席理由を証明する書類を整理。同証明書は、毎月、安定所に提出される。
- ④ 安定所は、提出のあった受講証明書に基づき、欠席が「やむを得ない理由」に該当するかを判断、月ごとに基本手当等を支給する。

相談者の場合・・・



相談者が受講していた訓練職種は「総務・経理事務」、一方、就職試験を受けた職種は「一般事務」このため、「訓練職種に関連した」と認められなかった。

ヒアリング結果等

○ 安定所において、訓練生の職業訓練の欠席が「やむを得ない理由」に該当するかについての判断方法等

- ① 「訓練職種に関連した」かを判断するための考え方が明文化された資料等はない。
- ② 安定所は、「各労働局が設定した公共職業訓練の訓練科目に対する訓練職種に係る職業分類番号」と「訓練生が就職試験等を受けた職種(求人票に記載)に係る職業分類番号」を突合し、一致する番号の有無で「訓練職種に関連した」を判断する。



○ 当局が、複数の求人票及び労働局が作成した訓練職種に係る職業分類番号が整理してある表の内容を比較したところ・・・

- ① 安定所は、求人票に仕事内容に対応する職業分類番号の全てを記載できていないことがある。
- ② 各労働局で、公共職業訓練の訓練科目に対する訓練職種に係る職業分類番号の設定が異なる。



○ この結果・・・

「訓練職種に関連した」の判断が安定所によって区々となり、それにより本来手当を受け取るべき訓練生に基本手当等が支給されないおそれあり。

⇒ 公平性を確保する観点から、以下の措置を講じ、公共職業安定所、都道府県、訓練校等の関係者に広く周知する必要あり。

- ① 公共職業安定所による公共職業訓練生の受講している訓練職種と当該訓練生が受けた就職試験の職種との関連性の判断が求人票等の仕事内容を踏まえた統一的なものになるよう、雇用保険に関する業務取扱要領を改正すること。
- ② 公共職業安定所が関連性を判断する場合に使用する訓練科目に対する訓練職種を設定した表を作成する場合は公共職業安定所間で判断に差が生じないよう、都道府県等と連携し、都道府県労働局において可能な限り網羅的に設定・作成すること。

参考資料 1 (求人票に仕事内容に対応する職業分類番号の全てを記載できていない例)

求人票の職業分類番号と仕事の内容の比較

✓ 「訓練職種に関連した」を判断する際に使用している求人票の職業分類番号は、必ずしも仕事内容を網羅したものとなっていない。

事業者名	求人票の仕事内容	求人票の職業分類番号	記載できていない職業分類番号
A事業者	・・・ <u>勤怠処理、給与計算</u> 、・・・	034-01 033-01	<u>033-02</u>
B事業者	・・・ <u>図面の作成</u> ・・・	034-01	<u>080-05</u>
C事業者	・・・ <u>データ入力</u> 、・・・	033-01	<u>043-02</u>
D事業者	・・・ <u>人事給与業務</u> ・ <u>経理事務</u> ・・・	033-01	<u>033-02</u> <u>038-03</u>

(注) 1 当局のヒアリング結果による。

2 「求人票の仕事内容」は、実際の求人票の職業分類番号が記載できていない仕事内容のみを抜粋

3 「記載できていない職業分類番号」は、「求人票の仕事内容」の下線部の職務に対応するものを表す。

4 職業分類番号に対応する小分類名は、次のとおり。

- ・ 034-01:一般事務員 ・ 033-01:総務事務員 ・ 033-02:人事事務員 ・ 080-05:製図工（建物・土木施設を除く）
- ・ 043-02:データ入力事務員 ・ 038-03:経理事務員

参考資料 2 (各労働局で公共職業訓練の訓練科目に対する訓練職種に係る職業分類番号の設定が異なる例)

類似する訓練科目の訓練内容の比較

- ✓ 訓練内容6項目中5項目が共通している訓練科目の訓練職種を比較したところ、
 岡山労働局は、県内の訓練校で開設されている「経理事務科」に3職種設定
 広島労働局は、県内の訓練校で開設されている「PC簿記会計科」に訓練職種を23職種設定

機関名	訓練内容	訓練期間	訓練科目名	訓練受講職種の設定
岡山労働局	①商業簿記、 ②税法基礎知識、 ③ビジネス実践、 ④パソコン基礎、 ⑤社会・就職対策	3か月	経理事務科	<u>現金出納事務員、経理事務員、その他の会計事務の職業</u>
広島労働局	①商業簿記、 ②総務事務(税制)、 ③ビジネスコミュニケーション、 ④Officeソフト実習、 <u>MOS検定対策、HP作成実習、</u> ⑤就職支援、 ⑥安全衛生	3か月	PC簿記会計科	<u>現金出納事務員、経理事務員、その他の会計事務の職業</u> 、総務事務員、一般事務員、人事事務員、企画調査事務員、受付案内事務員、コールセンターオペレーター、テレフォンアポインター、他の電話応接事務の職業、法務・後方・知的財産事務の職業、他に分類されない総務等事務の職業、インターネット応接等事務員、医療事務員、調剤薬局事務員、介護事務員、預・貯金窓口事務員、生産現場事務員、出荷・受荷係事務員、営業事務員、貿易事務員、その他の営業・販売関連事務の職業

- (注) 1 当局のヒアリング結果による。
 2 「訓練内容」の下線部は、両訓練共通の訓練内容を表す。
 3 「訓練受講職種の設定」の下線部は、両訓練共通の訓練受講職種を表す。